

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①岩見沢市の人口構造

岩見沢市の総人口(国勢調査)は平成7年の97,042人をピークに減少に転じ、平成27年には84,499人となるなど20年の間に約12,500人減少している。年齢3区分別の構成比では、高齢者人口の割合(高齢化率)が32.6%(H7:16.9%)に達し、全国平均(26.6%)を大きく上回っている。生産年齢人口の割合は56.7%(H7:67.8%)、年少人口の割合は10.7%(H7:15.3%)と減少している。人数比較(H7→H27)では、高齢者人口が16,379人から27,571人に増加している一方、生産年齢人口は、65,787人から47,945人に、年少人口は、14,876人から8,983人に減少している。

特に、北村・栗沢地区では、人口が昭和55年との比較で半数近くにまで減少する一方で、高齢化率は40%に達しており、人口減少と高齢化の進行がより顕著となっている。岩見沢市人口ビジョン(平成28年1月策定)では、平成52年にはさらに17,617人減の66,882人になると推計している。

また、出生数は昭和58年をピークに減少に転じており、平成8年以降は死亡数が出生数を上回り、「自然減」となっている。合計特殊出生率は、平成10年から平成19年は1.22、平成20年以降は1.27と大きな変動なく推移している。なお、社会動態については、減少幅は増減を繰り返しているものの、依然として減少し続けている。年齢別では20歳前後の転出が多く、主に高校や専門学校、大学卒業による就職や進学によるものと考えられる。

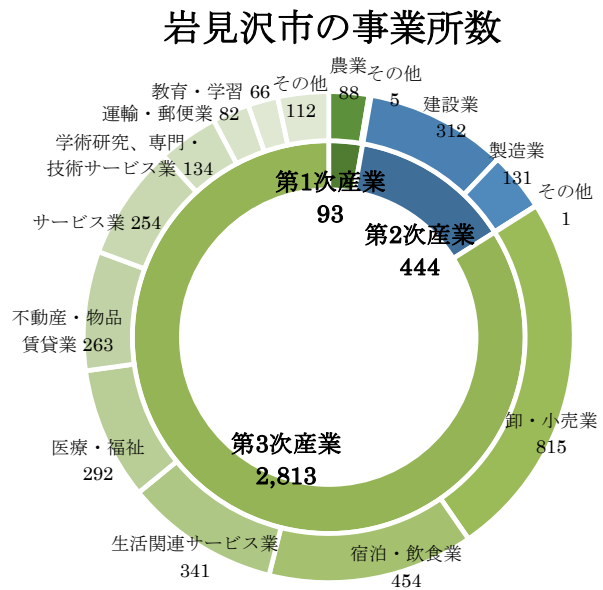
②岩見沢市の産業構造及び中小企業者の実態等

岩見沢市は、北海道の中央南西部、札幌市や新千歳空港からそれぞれ約40kmに位置し、JR函館本線や室蘭本線等の鉄道網のほか、工場・産業団地と空港・湾港を結ぶ道路ネットワークとして、高規格幹線道路である道央自動車道、札幌と旭川を結ぶ大動脈である国道12号、岩見沢と苫小牧を結ぶ国道234号などにより円滑な道路輸送が可能であるなど、農産物等に関する物流の結節点として機能している。

平成26年に実施された『経済センサス基礎調査』によると、岩見沢市の民営事業所数は3,350件で道内11位、その民営事業所における従業者数は29,485名と道内12位の規模となっている(※公務所や農家は含まない)。市内の産業別事業所数では、卸小売業(815件)が最多であり、宿泊・飲食業、生活関連サービス業も多いが、平成22年に実施された『世界農林業センサス』によると農業経

営体が1,265件と卸小売業の事業者数を上回っている。

岩見沢市に本社を持つ「企業数」は、2,475社であり、これらの企業の事業所数は2,968件。岩見沢市に本社を持つ企業のうち、「大企業」に分類される企業は3社(0.1%)であり、市内企業の99.9%が中小企業に分類される。



出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

岩見沢市の「企業」

	件数	従業者数	常用雇用者数
岩見沢市の「事業所」	3,350 件	29,485 人	24,237 人
岩見沢市の「企業」(注)	2,475 社 (2,968 件)	22,139 人	17,217 人

出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

注) 岩見沢市に“本社を持つ企業”数及び岩見沢市に所在する“単独事業所”数。カッコ内は、該当企業の支社・支店等を含んだ事業所数。

事業所数等の分類

分類	事業所数	従業者数	常用雇用者数
全事業所	3,350 件	29,485 人	24,237 人
「市内企業」の事業所	2,968 件	22,139 人	17,217 人
「大企業」の事業所 (JA 含む)	46 件	480 人	448 人
中小企業の事業所	2,922 件	21,659 人	16,769 人
市外企業の支社・支店	382 件	7,346 人	7,020 人

出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

※ 従業者数：事業所に所属して働いている全ての人(役員含む)

※ 常用雇用者数：①事業所で期間を定めずに雇用されている人(役員を除く。以下同じ)

②1か月を超える期間を定めて雇用されている人

③平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人

(2) 目標

従事者の減少や高齢化が進展する中において、労働生産性や商品・サービスの付加価値の向上に資する取組が重要となる。

岩見沢市では、労働生産性の向上のため、助成措置や優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件/年（経営力向上計画の認定を受け、固定資産税の特例を活用した市内企業数の年間平均値の約2倍）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

岩見沢市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

岩見沢市では、事業所が市全域に広く存在していることから、岩見沢市全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

岩見沢市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

岩見沢市は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

岩見沢市は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。